

品川区告示第477号

下記の者に対して、地方税法第331条および国税徴収法第54条の規定に基づく通知を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。
なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

記

氏 名	井上 久美子
-----	--------

令和8年10月15日

品川区長 森澤 恭子